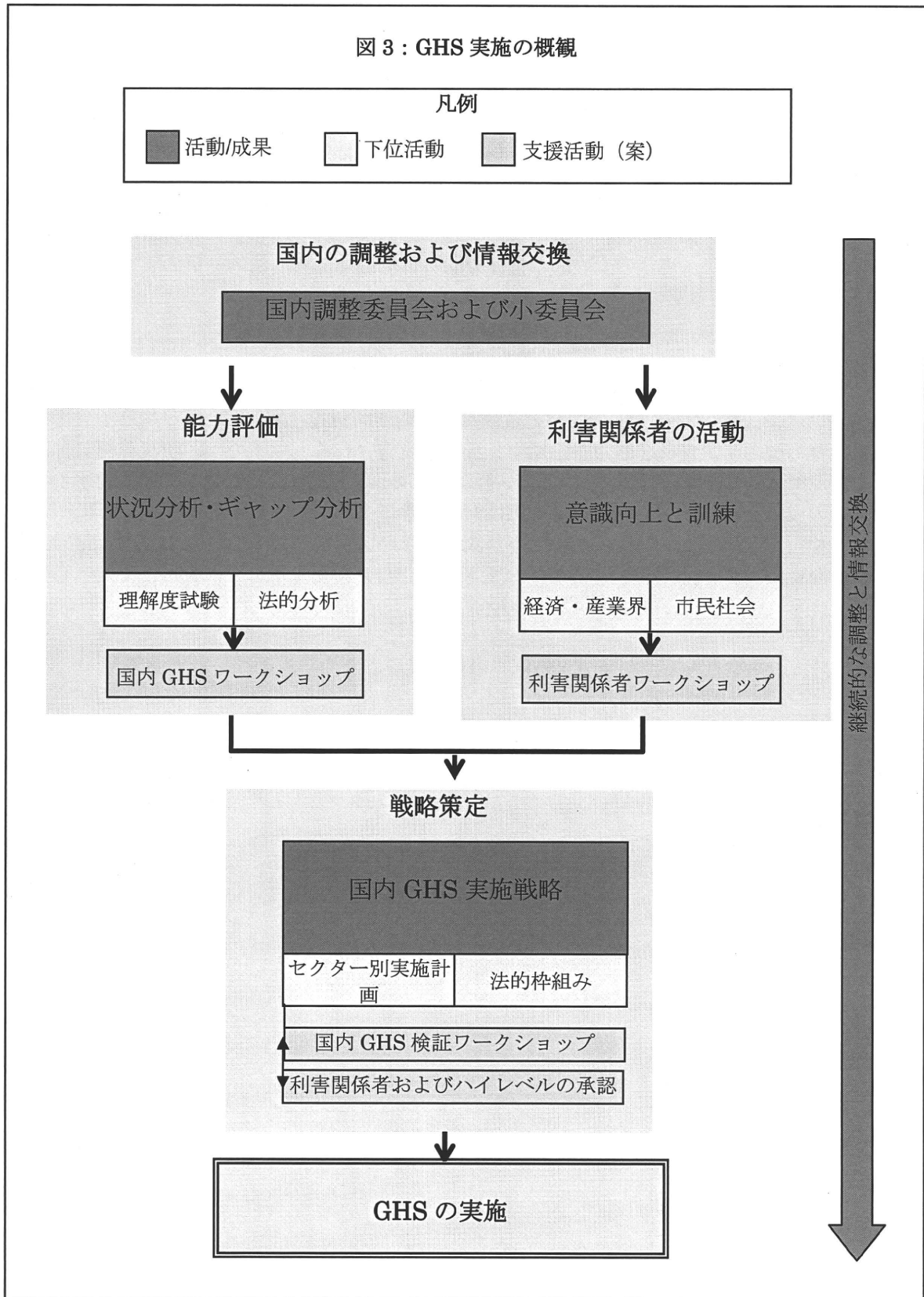


Part C 国内 GHS 実施戦略の策定

この指針文書の Part C は、国内 GHS 実施戦略の策定のための提案をする。提案する策定方法の紹介に続き、国内レベルでの戦略策定プロセスの体系化についての提案を示す。特に、状況分析やギャップ分析の実施に関連して考慮すべき点、各国が国内実施戦略の作成で考慮した方がよい問題を取り上げる。

国内 GHS 実施戦略の策定プロセスは、多数の活動からなる。Part A と Part B で検討した内容を考慮に入れ、実施戦略には、関連の 4 セクターそれぞれについて、効果的な GHS 実施のために政府、経済・産業界および市民社会が取るべき行動を掲載する。

この目的を達成するため、最初の活動として、利害関係者が既存の GHS 関連インフラと活動についての情報を収集し、4 セクターすべてを網羅する状況分析を実施する。このベースライン情報により、効果的な GHS 実施のために行うべきことと現状の能力とを比較すること、すなわちギャップ分析が可能になる。さらに、このギャップ分析が、セクター別の実施計画に含むべき行動を特定する基礎になる。これらの分析は、理解度に関する試験や法的分析によって補完しなければならない。こうした活動の結果は、たとえば国内 GHS ワークショップなどで提示・検討することができる。さらに訓練や意識向上のための活動を、利害関係者グループを対象に開催してもよい。最後に、政府、経済・産業界および市民社会で合意された行動、リソース問題などをまとめた国内実施戦略レポートを作成する。これら活動をまとめたフローチャートが、図 3 である。GHS の実施は継続的な活動と考えられ、リソースやモニタリングを必要とするほか、計画した活動が実施され、GHS 実施プロセスが国内の最新状況に基づいて常に更新されていることを評価する必要もある。このサイクルを説明したのが図 5 である。



7. 国内の GHS 実施のための能力を評価する

国内実施戦略を作成するとき重要な第一段階に、GHS に関する状況分析・ギャップ分析の実施がある。4つのセクター（工業の作業場、農業、運輸、消費者製品）すべてについて、政府、経済・産業界、市民社会の現在の活動や能力の情報を対象にした分析である。

GHS の実施においては法律が重要であるため、完全な法的分析を実施して、GHS に関して国内の現行の法的枠組みを評価しなければならない。これは状況分析・ギャップ分析とは別個の活動と考えることもできるが、現状の全般的な把握を助けるものである。法的分析の実施についてより詳しい情報は、7.5を参照のこと。

7.1 現状を検証する

GHS に関する状況分析は、化学品の分類と危険有害性の情報伝達に関して、ベースライン情報を収集し、既存の国内インフラと能力を記録する目的で実施される。以下では、状況分析に含むべき情報を重点的に取り上げ、行動主体（政府、経済・産業界、市民社会）ごとに分けて記述する。必要な情報の収集を助け、主要な問題に確実に対応できるように、それぞれの課題分野について指針となる検討点を示す。一部には、検討点が該当しない国もあるかもしれない（例：化学品を製造していない国の場合）。各国は、ここに一覧されていない検討点も自由に見つけて対応してもよい。

Box 3 は、分析の出発点として利用できる既存の情報源となりうるものの一覧である。

Box 3 : GHS に関する状況分析の実施に既存情報を活用する

GHS に関する状況分析を進めるために有用な情報を提供できる、数多くの情報源が既に存在している場合がある。

1) 概要書 (National Profile) ...アジェンダ 21 の第 19 章を背景に、化学品の適切な管理に関する国内の法的・制度的・行政的・技術的インフラの現状について、包括的な概観と評価した文書。世界の各国で、UNITAR/IOMC 概要書指針文書 (National Profile Guidance Document) の勧告に従い、国内の幅広い利害関係者の参加を得て、概要書が作成されている。自国の概要書を策定するため UNITAR プロジェクトへの参加を希望する国、または他国の例を参照したい国は、www.unitar.org/cwm/nphomepage/np3.aspx にて、より詳しい情報が得られる。

2) ストックホルム条約の国内実施計画 (National Implementation Plans of the Stockholm Convention) ...条約に定める義務を満たすために必要な様々な方策について、各国が体系的な参加型の方策を設計・実施するための枠組みである。この分野で UNITAR の支援を得る方法については、自国の GEF 実施機関、または残留性有機汚染物質 (POPs) に関する UNITAR のウェブサイト (www.unitar.org/cwm/pops/nip) を参照。

3) 国内 SAICM 能力評価...SAICM の枠組み内で化学品管理について全般的な情報を掲載しているという点で、GHS の状況分析・ギャップ分析をより一般的にしたバージョンと考えることができる。特に化学品の危険有害性の分類と情報伝達に注目して、関連の情報を抽出できる。SAICM 活動についてより詳しくは、www.unitar.org/cwm/saicm/capacity-assessment を参照。

4) SAICM 実施計画...SAICM の迅速な実施のためのインフラを提供するツールとなる。この文書は、全般的な実施について各利害関係者のニーズを取り上げ、SAICM を国内・地域・国際レベルの化学品管理に組み入れるために必要な幅広い活動を概説している。多くの場合、各当事者は、GHS を計画の主たる優先事項と考えることになる。『SAICM 実施計画策定の指針 (Guidance for Developing SAICM Implementation Plans)』は、[www2.unitar.org/cwm/publications/cw/inp/Developing SAICM Implementation Plans 3Nov09_2009_edition_Final.pdf](http://www2.unitar.org/cwm/publications/cw/inp/Developing_SAICM_Implementation_Plans_3Nov09_2009_edition_Final.pdf) に掲載されている。

背景情報

状況分析の導入部分では、国内インフラの枠組みの中での化学品の使用と危険有害性情報伝達の問題に関する背景情報を示す。国内 GHS 実施戦略の策定の開始するときに、これらの問題の把握が重要になってくる。この情報は、概要書がある場合には、その中で得られるはずである。有用なベースライン情報には次のようなものがある。

- 化学物質または混合物 (各種) (およびその両方) の国内生産

- 化学物質または混合物の輸出または輸入に関する情報（どの製品がどの相手国と）
- 化学品生産、輸入・輸出（ある場合）の現在の国内レベル
- 化学品の使用についての国内の傾向
- 化学品の危険有害性に暴露するグループ（例：工場作業員、農業従事者、輸送従事者、消費者）
- GHS 策定または国連 GHS 専門家小委員会（UNSCEGHS）の作業への参加のレベル
- 化学品のリスク管理、危険有害性の情報伝達、および GHS に関して入手可能な情報の情報源（例：国内または国際的アプローチ）

状況分析—政府

状況分析のこの部分では、化学品の危険有害性情報伝達に関係する法的インフラ、制度上の責任、行政能力について、国内の現状を特定し記録する。政府機関は、関連の情報の収集と記録に重要な役割を果たす。したがって、関連する政府のすべてのレベルについて、関連の法律（国 [連邦]・州・地方）または国の法律が根拠とする地域の基準に対する責任を負っているかどうかを、検討しなければならない。

以下の点を、上記の作業の指針として示す。

- どの政府機関・部門が、化学品の管理、作業員の安全、環境、またはその他の GHS 実施関連のセクターに対して責任を負っているか。
- GHS の実施はどのような国の方針に貢献するか（国際条約の義務、開発の優先順位などを含む）。
- 現行の法律を実施・監視・強化するために、政府が実施する活動は何か。
- 国内制度の強化に、税関当局は何らかの役割を負うか。責任を負う場合、どのように負い、どんな訓練が必要か。
- 化学品の分類と危険有害性の情報伝達に関する訓練は、そもそもどのように行うか。
- 中毒事故または事件が発生した場合、助言を与えられる毒物情報または管理センター、または毒物学センター、国立の CIS（労働安全衛生情報）センターはあるか。その他の関連する活動を行っているか。
- 緊急時の準備・対応に関わる政府機関はどこか。また、その関連の機能および活動はどのようなものか。

- 上記で特定された活動を実際に行うために、どのようなリソースが利用可能か。

状況分析—経済・産業界

状況評価のこの部分は、効果的な GHS 実施戦略の策定・実行に寄与しうる民間セクターについて、その活動を記録する。民間セクターの活動は、GHS 実施戦略の策定にとって貴重な情報と専門知識の源にもなる。

以下のような点を考慮することが、情報収集に役立つ。

- 国内の化学工業の構造と規模はどのようなものか（例：大規模な多国籍企業、国内産業、ほとんどが中小企業など）。
- 化学物質および混合物の分類方法について、どのような知識と能力があるか。その能力はどこにあり、誰が責任を負っているか。
- 分類を行っている企業（ある場合）が使用している基準は何か。
- SDS およびラベルの作成方法について、どのような知識と能力があるか。その能力はどこにあり、誰が責任を負っているか。
- ラベルと SDS にはどのような書式が使用されているか。
- ラベルと SDS は誰がどのように作成しているか。
- 化学品を製造・販売する企業や化学品を使用する企業は、どのような意識向上や訓練の活動やプログラムを実施しているか。
- 化学品の危険有害性情報伝達に関係する企業または業界団体によって、その他にどのようなイニシアチブが実施されているか（例：自主的なラベルの使用、SDS に関する作業者の訓練など）。その活動を概説すること。
- 上記で特定された活動を行うために、どのようなリソースが利用可能か。

状況分析—市民社会

この部分は、労働組織、NGO、消費者保護団体など、国内レベルでの化学品の危険有害性情報伝達に寄与しうる市民社会の役割と活動を記録する。

次のような点を考慮することが、情報収集に役立つ。

- どのような労働組合、公益団体、消費者保護団体、その他の NGO（例：女性や子供の保健を代表する団体）が、化学品の危険有害性の情報伝達に関心を持っているか（または、関心を持つ可能性があるか）。
- 化学品の安全性と危険有害性の情報伝達に関係して、これらの団体はどのような活動を行っているか。

- 危険有害性の情報伝達の欠陥または欠如により、どのような誤用の事例が報告されているか。
- 市民活動は、どのように資金を確保しているか。どの程度のリソースが利用できるか。
- 学会（例：研究および訓練）やメディア（例：意識向上）では、どのような関連活動が行われているか。
- 化学品の安全と危険有害性情報伝達に関連する問題について、地域社会や学校組織は積極的か。そうであるなら、どのような内容か。
- 上記で特定された活動を実施するために、どのようなリソースが利用可能か。

7.2 GHS 実施に関するギャップを特定する

ギャップ分析の目的は、状況分析で得られた実際の状況を、GHS 実施のために行われるべき内容と比較することである。これには、すべてのセクターに現行の要件と、GHS の規定とを比較する作業も含まれる。4 つのセクター（工業の作業場、農業、運輸、消費者製品）のそれぞれについて、政府、経済・産業界、市民社会が情報を収集・分析する必要がある。

ギャップ分析—政府

制度上および行政上のギャップ分析の目的は、GHS に影響される 4 つのセクターで適切な化学品の危険有害性情報伝達を実現するために、政府の現状の責任とプログラムがどの程度充実しているかを明らかにすることである。

この分析を促進するために、以下のような点を検討するとよい。

- 政府省庁間の分担や責任が確立されているか。4 つのセクター内・セクター間で管轄が重複していないか。
- 4 つのセクターすべてで、GHS の実施の法的および技術的側面について、政府職員に十分な知識があるか。
- 関連する 4 つのセクターすべてで適切な政府の対策（例：規制改革の促進）をとるために、政府機関は十分な予算を確保しているか。
- GHS に基づく危険有害性の情報伝達に関連する国内法の実施促進のため、政府は十分な能力を有しているか。

ギャップ分析—経済・産業界

長期的には、GHS 実施の作業の多くは、経済・産業界が担うことになる。以下の点は、効果的な GHS 実施のために経済・産業界で実施するギャップ分析の出発点となる。

- GHS に沿って化学物質と混合物を分類する方法について、産業界に十分な知識と能力があるか。
- GHS に基づくラベルおよび SDS を作成するために、十分な能力があるか。
- GHS の規定と比較して、経済・産業界で既にどの程度まで化学品の危険有害性の情報伝達ツールが使用されているか（例：SDS やラベルの書式）。
- 効果的な危険有害性の情報伝達を促進するため、経済・産業界は十分な補助的活動（例：作業者の訓練）を実施しているか。
- 影響を受ける経済・産業界の企業等は、危険有害性の情報伝達プログラムをどの程度実施しているか。経済・産業界内でこれが実施されておらず、特に注意を必要とするグループはあるか。
- 効果的な GHS 実施を進めるために、経済・産業界はどのような意識向上および訓練の活動を追加する必要があるか。
- 経済・産業界で GHS を効果的に実施するために、必要な変革を行う十分な能力があるか。ない場合、どのようにその能力を強化するか。
- 製品安全管理など現行の産業界のプログラムは、GHS 実施の促進にどのように活用できるか。

ギャップ分析—市民社会

市民団体は、GHS の効果的な実施において、関連の法律の施行を確実にするための意識向上活動から監視機能まで、政府や経済・産業界を支える重要な役割を担う可能性がある。GHS の効果的な実施における市民社会の役割に関して、以下の点は、市民社会に関して実施するギャップ分析の出発点となる。

- 関連の 4 セクターについて、GHS 実施に寄与しうる労働団体や NGO に十分な関心や能力があるか。
- GHS の実施を支援する NGO 活動について、どうしたら持続可能な資金確保ができるか。
- 研究および訓練を通じた GHS の実施の支援のため、学会に十分な関心と能力はあるか。
- GHS の効果的な実施の推進のため、市民団体（メディアを含む）が実施する追加プログラムとして、どのようなものが考えられるか。
- 地域社会や学校組織は、意識向上や教育をどのように支援できるか。

7.3 状況分析・ギャップ分析の報告書を作成する

状況分析・ギャップ分析の成果は、セクターごとの所見をまとめた表を含む簡潔な報告書にまとめなければならない。ただし、各国がその所見をまとめる方法は、一つではない。たとえば、状況分析とギャップ分析を、それぞれ別個のセクションや文書（状況分析報告書とギャップ分析報告書）としてまとめることもできる。二つを統合した報告書の場合、4つのセクターごとまたは行動主体ごとにセクションを分けることが考えられる。他にも選択肢はあり、各国は固有の状況に応じて最善の決定を行うべきである。

各国は、最初の状況分析・ギャップ分析で収集した情報を、実施計画策定の出発点として活用しなければならない。国内の GHS ワークショップでの結果を検証することで、分析段階から実施のための計画立案段階への移行を開始することも有益であろう。

事例研究：状況分析・ギャップ分析—ナイジェリアでの主な成果

ナイジェリアで行われた状況分析・ギャップ分析は、現行の化学品管理システムに多数の弱点があることを明らかにした。特に、以下が顕著な所見であった。

- GHS 実施に対して国内の法律が十分でないこと。
- 現在の制度では、関連する政府省庁間の責任が明確でなく、結果として異なるセクター内に機能の重複があること。
- 工業生産に関する GHS 実施の法的・技術的側面について、政府職員の知識が非常に低いこと。
- 必要な規制改革およびイニシアチブを促進するために、適切な政府措置を行う財源が不足していること。
- GHS に基づく工業の作業場の危険有害性情報伝達について、関連の国内規則を効果的に実施するための能力が十分でないこと。

これらの結果に基づき、以下が勧告され、国内実施戦略に組み込まれた。

- 6つの地政学的地域すべてに、化学汚染対応中毒管理センターを設置すること。
- 化学品を規制する各省庁機関の間で、機能の説明と権限の合理化を行うこと。
- 化学品を規制する主要省庁間の協力と活動調整を行うプラットフォームを、最高レベルの権限で設置すること。
- 関連する所管官庁および市民社会の間に、相乗効果と協力体制を育むこと。
- 国のレベルで、GHS と SDS を簡素化して様々な地方言語に翻訳すること。
- 危険有害性情報伝達の要素を適切に表示すること（例：工業生産、輸送などにおいて）。

7.4 理解度を試験する

状況分析・ギャップ分析の情報資料とするため、各国は、4つのセクターにおける GHS 危険有害性情報伝達の各要素の理解度に関する試験の実施を検討してもよい。理解度に関する試験は、一般市民に GHS 危険有害性情報伝達の各要素がどの程度理解されるかを知るための、調査を主体とした方法である。つまり理解度試験は、化学品の危険有害性情報伝達の絵表示や注意書きの理解度を評価する重要なツールであり、危険有害性情報伝達システムや対象を限定した訓練を開発するために、重要なフィードバックが得られる。理解度の重要性についてより詳しくは、2.6を参照のこと。

理解度に関する試験の結果は、GHS 実施の4つの主要セクター（工業の作業場、農業、運輸、消費者製品）における状況分析・ギャップ分析の情報にもなる。各国は試験結果に基づき、GHS の情報伝達要素の理解を改善するため、能力向上の介入が必要な分野を特定でき、結果としてヒトの健康と環境の保護を向上させることができる。また、理解度試験の実際のプロセス自体が、化学品の危険有害性と GHS に関する意識を向上させる手段ともなる。

UNITAR/ILO の理解度の試験方法は、様々な対象者に直接配布する調査票を利用する方法である。まず研修ワークショップを行って GHS と理解度試験を説明する。調査担当者は調査票について学び、配布の練習をする。実際は、理解度試験の実施を研究施設その他の調査機関に委託する国が多い。研修を終えた調査担当者は、GHS 理解度の試験を行う現地に派遣される。重要なのは、GHS に関連するセクターや行動主体を反映した人口群をサンプルとして選択することである。情報が収集できたら、分析して能力向上の必要性が最も大きい分野を特定し、その結果を適切に報告する。理解度試験のパッケージは、UNITAR ウェブサイト (www.unitar.org/cwm/ghs_partnership/ct.htm) に掲載されている。

事例研究：タイにおける理解度試験

2006 年、タイの複数の地域で理解度に関する試験が実施された。バンコクおよび多くの工業地区が位置する郊外地域が対象である。この調査には 5 つのセクターが設定された。①消費者製品セクター、②産業セクター、③農業セクター、④運輸セクター、⑤保健サービス・緊急対応セクターで、これら 5 つのセクターは、日常生活および労働に化学品の使用を伴う分野として分類されたものである。この調査に参加した回答者の総数は、721 名であった。収集されたデータから、以下が明らかになった。

- 回答者の職業は、化学品の危険有害性に対する知識や意識のレベルと相関関係があった。すなわち、工業および運輸セクターは最も高いレベルの化学品の知識を有し、GHS の意識が高く、GHS の絵表示や危険有害性情報を正しく解釈できた。逆に、消費者と農業のセクターは、知識と意識のレベルが中程度であった。
- 絵表示の想起力に関しては、ほとんどの回答者がどくろに 2 本の骨が交差した図および炎の図の意味を正しく言い当てた。これらの絵表示は理解しやすく、目立ち、ガソリンスタンドや化学品のラベルなど、他の社会的状況においても多くの場所で目にするからである。
- 高圧ガスと感嘆符の絵表示は、最も意味が伝わりにくかった。ほとんどの回答者は、これらの絵表示が理解しにくかったと回答した。
- 危険有害性情報の理解には、その記述を読み取る理解度と科学的な用語（変異原性、発がん性、生殖毒性など）を理解する理解度の両方が必要となる。これら専門用語を理解できないことが、理解度を低下させたと考えられる。

この結果に基づき、利害関係者による GHS 危険有害性の情報伝達要素の理解を向上させることを目的に、タイ政府は、対象を絞った意識向上および訓練の活動に取り組んだ。

7.5 法的分析と GHS 実施の法的枠組みの策定

GHS 自体には法的な拘束力はないが、GHS を実施する各国は、GHS の完全な実施のために法的拘束力のある実施措置を整備したいと希望する場合がある。まず、危険有害性の分類と情報伝達に関する現行の法律・規則と、GHS 実施のために必要な改定とを把握するため、状況分析やギャップ分析に似た法的分析を実施しようとするだろう。この分析結果に基づいて、政府は、法的

実施枠組みの策定の選択肢を検討することができる。GHS を採用する所管官庁は、その状況やニーズ、現行の法的枠組みに応じて、様々な実施手段を選択することができる。

法的分析

法的分析から、現行の規制枠組みの概要と、実施に関する政策決定のための背景情報が得られる。この分析は、現状を把握する第一部と、これを GHS のために実施すべきことと比較する第二部で構成される。

法的分析を行うと、国内の危険有害性情報の伝達の法規的枠組みが GHS に対応し合致するように、法律または規則の改定が必要な領域を明らかにすることができる。これに含まれるのは、すべてのセクターにおける現行の要件（ある場合）と GHS の規定との比較、国内の規制制度で規定されていない GHS 要件の特定、GHS 要件と国内要件との矛盾点の特定、そして GHS 実施により予想される影響の判定である。

法的分析の結果には、多数のパターンが考えられる。たとえば、特定のセクターで上記

の問題を扱う法規的な枠組みが既にあることが分かるケース。この場合は、見つかったギャップから、現行の法律を GHS に対応するように変える必要性（例：様々な分類基準や絵表示、SDS 書式を GHS 規定に合わせる）が明らかになるだろう。その意味で、法的分析は、GHS に影響を受ける 4 つのセクターすべてについて、どの要素がそれぞれのセクターに該当するかを考えながら、分類基準や表示・SDS の要件を分析しなければならない。別のパターンでは、法的分析から、特定のセクターで化学品の危険有害性情報の伝達の規制枠組みが存在しないことが分かることもある。この場合、新しい法律、規則、基準の策定の必要性が指摘される。

事例研究：カナダにおける GHS に関する法的分析

カナダでは GHS に関する法的分析により、GHS により影響を受けうる主な現行の法律・規則が明らかになった。

- 危険有害製品法 (Hazardous Products Act) (Part I) 消費者向け化学物質および容器に関する規則 (Consumer Chemicals and Containers Regulations) 2001 年
- 危険有害製品法 (Part II) 管理製品規則 (Controlled Products Regulations) (作業場で扱う化学品について)
- 有害生物駆除製品法 (Pest Control Products Act) および有害生物駆除製品規則 (Pest Control Products Regulations)
- 危険物輸送法 (Transportation of Dangerous Goods Act) および危険物輸送規則 (Transportation of Dangerous Goods Regulations) 1992 年

現行の法律を改定するのか、新しい法律を策定するのか、一本化するのか、これらを組み合わせて行うのかなど、GHS 実施の最適な方法を判断するため、法律の検証は現在も継続している。カナダの GHS 実施の取り組みについてより詳しくは、www.hc-sc.gc.ca/ahcasc/intactiv/ghs-sgh/com/index-eng.php を参照。

以下は、分析の指針となる検討点である。

化学品管理に関する現在の法的環境を把握する

- 化学品の危険有害性の分類と情報伝達に関連する要件（例：データ収集、分類基準、表示・SDS 作成）に対応して、どのような法律、規則、基準（ある場合）が存在するか。
- どのセクターが、現行の法的枠組みの対象となっているか。運輸セクターが対象となっている場合、国際的に調和された国連の輸送に関するモデル規則と合致しているか。
- 現行の法的枠組みで、GHS に影響を受ける 4 セクターすべてを網羅するように、明確な行政上の責任が割り当てられているか。
- GHS に関連したどのような保健、安全、環境その他の法律が存在するか。
- どの危険有害性の分類および情報伝達の要素が、現行の制度の対象となっているか。
- 化学品の入国と情報の管理に関わる輸出入管理の法律（例：ロッテルダム条約の適用）はあるか。
- 化学品の危険有害性の情報伝達の訓練に関して、何らかの法律または基準はあるか。
- 化学品の影響または暴露（ヒトおよび環境）についての情報を報告する、何らかの要件はあるか。
- 化学品の管理に関する既存の法的手段は、コンプライアンスおよび実施の規定を含んでいるか。
- 既存の法的手段が対象としているのは、化学品のライフサイクルのうちどの部分か（セクターごとに異なる可能性あり）。
- 情報へのアクセスおよび営業秘密情報（CBI）の保護に関わる、現在の法律または規則は何か。

法的枠組みの策定に関する検討点

- 規制要件がある場合、関連の規定は GHS の要件にどの程度まで対応するか。
- GHS 対応を確保するため、どのような規制要件の調整が必要か。
- 現行の規則に対応すべき重複はあるか。

- 既存の法的手段は、化学品の危険有害性情報伝達のプログラムと GHS の実施に関して、関連する政府機関への支援についての明確な権限と枠組みを規定しているか。
- 特定のセクターで、適切な化学品の危険有害性の分類と情報伝達について法的枠組みが実施されていない場合、国内の規制枠組みが GHS の包括的・効果的な実施を規定するために、具体的にどのような改定策が必要か。
- 現行の法的枠組みで網羅されていない GHS セクターはどれか。
- 危険有害性の分類と情報伝達について、現行の制度と GHS 要件の間にある「ずれ」はどのようなものか。
- 新しいまたは改定した規則の実施に、どのようなスケジュール（移行期間の規定を含む）を定めるべきか。

GHS の法的な実施

法的分析の結果に基づいて、各国は GHS の法的実施の枠組みに重点的に取り組むことになる。法的な GHS 実施に必要な行動を定めた計画という形であってもよい。

GHS の法的な実施には、以下を始めとする多くの選択肢がある。

- GHS セクターすべてを包含する新しい法律
- セクター別の新しい法律、規則、基準
- 現行の法律（言及することにより GHS 要素を取り入れる）、規則、基準の改定
- 一つの統括法
- GHS 要素を取り入れるように現行の法律を改定
- 現行の法律を GHS 要素に言及することによって取り入れるように改定
- 法律の改定に応じた基準の改定（例：コンプライアンスと実施について）
- 法律の改訂に応じた現行の基準の統合と改定（例：コンプライアンスと実施について）

法的分析と法的実施枠組みの策定は、国の個別の GHS 能力向上プロセスに応じて、様々な方法で実施できる。場合によっては、法的分析をそれぞれセクターの作業班に組み入れて、法的問題は状況分析・ギャップ分析の中で検討し、規制の変更または新しい法律について勧告を分野別実施計画の一部としてまとめることも可能である。他にも、規制の変更に関する調整と一貫したアプローチを確保するため、法律に関するセクター横断的な作業班を設置することを考える国もあってよい。

事例研究：EU における GHS の法的実施

物質と混合物の分類、表示、包装に関する新しい規則は、これまでの EU の化学品の分類、表示、包装（CLP）に関する規則を化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）に沿わせるためのものである。その主な目的は、化学品の国際取引を促進し、ヒトの健康と環境の保護の現状レベルを維持することである。CLP 規則は、2008 年 12 月 31 日付け官報で公開され、2009 年 1 月 20 日に発効した。この規則では、新しい規則に基づく物質の分類の期限は 2010 年 12 月 1 日、混合物については 2015 年 6 月 1 日と定められている。CLP 規則はこの移行期間の後、最終的には、現在の危険な物質の分類・包装・表示に関する理事会指令（67/548/EEC）と調剤に関する指令（1999/45/EC）に置き換わることになる。より詳しくは、EU の関連ウェブサイト

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/chemicals/classification/index_en.htm を参照のこと。

8. GHS 能力強化に利害関係者を引き込む

支援的活動 1：利害関係者のワークショップ

GHS に関する情報共有のためには、労働や経済など、特定の行動主体グループのニーズに対応した利害関係者対象のワークショップを活用すると、多くの対象者にアクセスできる。このワークショップは、国内 GHS 実施戦略の評価段階または開発段階で、利害関係者に GHS と GHS 能力強化プロジェクトについて周知する目的で行われることが多い。また、国内 GHS 実施戦略に特定分野の意見を反映させるための利害関係者のフォーラムとしても活用できる他、様々な行動主体グループの具体的な訓練ニーズを特定する手段としても活用できる。

GHS 計画と実施プロセスに、関連するセクターと行動主体すべてを積極的に引き入れることを各国に提唱する。しかし、こうした多様なグループに GHS 実施の積極的な役割を担ってもらうためには、システムの技術的および政策的詳細につ

いて利害関係者の意識向上と訓練が必要なことが多い。そこで、まずは政府、経済・産業界、市民社会および一般市民の中の関連のグループに、GHS への理解を深める意識向上と訓練の活動を行うことを考えてもよい。この意識向上・訓練の活動の多くは、GHS 実施の計画・評価の初期の段階から始めることもできるし、国内 GHS 実施戦略の一部として組み込むこともできる。

こうした活動を通じて、産業や市民社会の具体的なニーズや必要な措置によりよく対応することができし、また、GHS 実施の成功にも寄与しうる。UNITAR は GHS 能力強化における市民社会の役割について、情報覚書 (information note) を作成している。この文書は、UNITAR に申請すれば入手できる。

8.1 意識向上

各国は、GHS とその自国への利益について、最も広い対象に情報を届ける方法を検討することになる。その活動により、セクター別の意識向上活動を補完することもできる。既に行われたパイロットプロジェクトでは、国内の劇団による GHS に関するテレビコマーシャルを作成して、意識向上キャンペーンを成功に導いた例がある。また、若者向けの GHS 意識向上週間

事例研究：ガンビアにおける意識向上を目的としたビデオと演劇の活用

ガンビアでは、GHS に関する意識向上のビデオが劇団によって作成され、一般市民への GHS についての情報提供に役立っている。劇団が、地元の 2 言語で、売り手とお客が様々な GHS のシンボルについて話をするという、市場でのシナリオを演じたものである。このビデオは、他の GHS 意識向上活動とあわせ、化学品使用についての一般の理解を高めるための全国イベントである「全国化学品意識向上週間」に上演された。また、国内のテレビでも放送された。ビデオのコピーは UNITAR に申請すれば入手できる。

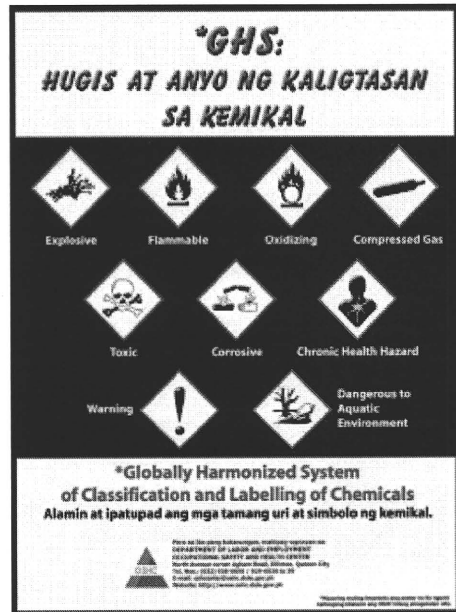
間の設定により、学校でのプログラムを通じて生徒に GHS の重点を強調することも行われた。Box 4 は、各国が作成した資料サンプルである。

Box 4 : GHS 意識向上のための資料サンプル

セネガルの消費者向けパンフレットからの抜粋



フィリピンの作業場向けポスター



タイの意識向上 CD のジャケット



8.2 技術的訓練

技術的訓練は、GHS を実施する能力を高めるために非常に重要な部分である。労働組合や農業に関する教育グループなど、市民社会のパートナーや産業界のパートナーと協力して訓練を実施し、幅広い対象者に情報を届けることも一つの方法である。GHS 実施を支援する訓練活動の内容はセクターごとや対象者ごとに異なってくるが、4 つのセクター全体の中心的なニーズに対応する GHS 技術訓練について、統合的なアプローチを検討する選択肢もある。また、国際的に承認され利用できる訓練資料を、国際機関を通じて入手し、活用することも可能である。UNITAR/ILO は、

GHS に関して概説する基本訓練コース『GHS 入門 (Introduction to the GHS)』を作成した。GHS の分類と危険有害性の情報伝達について、技術的な詳細を説明する上級 GHS 研修コースも現在作成中である¹¹。

支援的活動 2 : 国内 GHS ワークショップ

国内 GHS 実施戦略策定の初期段階で、各国が国内 GHS ワークショップを開催することも考えられる。参加者は、関連の政府省庁、経済・産業界の代表、市民団体である。このワークショップを活用すれば、以下のようなことが行える。

- GHS の技術的側面と、効果的な GHS 実施のために整備すべきインフラについて知ること。
- 状況分析・ギャップ分析と、理解度試験の結果を検証すること。
- GHS 実施における、経済・産業界および市民団体・労働組織の役割、責任、必要な活動を検証すること。
- GHS 実施のために必要な法律改定を開始すること。
- 具体的な活動、責任、スケジュール、目標などをまとめたセクター別実施計画の策定を開始すること。
- 国内 GHS 実施戦略の策定に向けた次の段階を話し合うこと。

国が国内 GHS ワークショップを開催する時期にはいくつかの選択肢があり、ワークショップの目的や、その国が実施のどの段階にあるかによっても時期は異なってくる。たとえば、能力強化の初期段階でワークショップの実施を選択する国もあるだろう。これは意識を向上させ GHS について学び、状況分析・ギャップ分析を行うための第一段階や責任の分担を話し合うフォーラムとなるだろう。逆に、こうした活動が終了してから国内 GHS ワークショップを実施し、GHS 実施戦略とその要素（セクター別実施計画、法的枠組みなど）の策定を深く話し合うほうが効果的と考える国もあるだろう。

ワークショップを行うことにより、合意した目標や優先順位が、その後の活動（例：実施法やセクター別実施計画の策定）に十分に調整された形で結びつくことになる。一般に、ワークショップは各国のニーズに応じて、2～4 日間の期間で行われる。

ワークショップの目的に基づき、以下のような成果が期待できる。

- セクター別実施計画の策定のための作業計画と予備的な概要（関係する省庁・組織、実施すべき活動、実施方法、スケジュールと進捗の目安となる節目 [マイルストーン] の指定を含む）
- GHS を国内の法的インフラにどのように組み込むかについての具体的な助言（移行期間の規定と貿易相手国との調整を含む）
- 国内戦略文書と国内決議（national resolution）の策定に関する、次の段階についての合意

¹¹ 詳しくは、UNITAR に問い合わせのこと。

9. 国内 GHS 実施戦略を策定する

国内 GHS 実施戦略文書は、それまでの GHS 活動の集大成であり、GHS 実施の次の段階について詳細な情報を提供するものである。この文書は、決められた期限内での GHS 実施に向けた「ロードマップ」と考えてよい。図 3 にまとめたとおり、国内 GHS 実施戦略は、GHS 実施の能力強化においても中心的な文書と考えられ、継続的な GHS 実施の枠組みともなる。特に、この文書では状況分析・ギャップ分析やセクター横断的な問題を検討し、さらに目的、活動と業務、予算、残された措置の実施方法などをまとめる。また、実施に必要なすべての要素を考慮して作成されなければならない。最も重要な一般情報として、特に以下は網羅しなければならない。

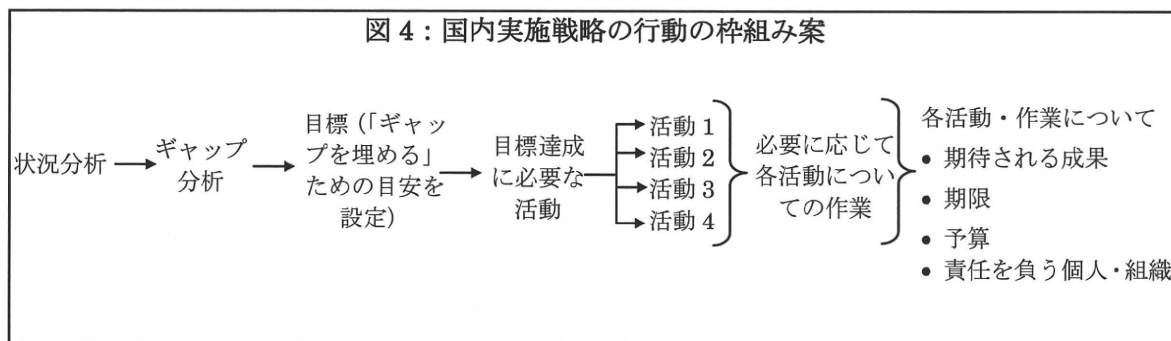
- GHS 実施の完了予定日（該当する場合は、移行期間の規定を含む）（海外および国内の諸要因を考慮する）
- 国内 GHS 実施委員会と関連の小委員会の組織図
- 優先実施事項
- 実施の手段（例：段階的導入の期間、パイロットプロジェクトから開始するなど）
- 予定日までに GHS 実施するために必要な活動
- 活動実施に必要なリソースを得る必要の有無とその手段
- 他の国際合意（例：ロッテルダム条約、ストックホルム条約、ILO 条約第 170 号）との相乗効果の可能性
- セクター横断的な問題の解説
- 意識向上と訓練における利害関係者の役割

国内 GHS 実施戦略のための具体的な措置の枠組みを策定する方法を、以下に概説する。

9.1 実施戦略の枠組み：目標、作業、責任、スケジュール、予算確保

状況分析、そして特にギャップ分析の結果に基づいて、GHS を実施するために必要な各段階を特定していかなければならない。この情報を伝えるためにとるべき次の段階は、特定されたそれぞれのギャップを詳細に把握し、GHS 実施の具体的な側面を達成するためにどのような行動が必要かを正確に見極めることである。多くの場合、この行動の基本は、目標という形で記述することができる。この目標と行動に基づいて、特定目標を達成する方法を詳細にした作業という形で、段階的に説明していかなければならない。活動・作業の次は、その業務を達成するスケジュールと、割り当てられる予算、そして具体的な各要素に責任を負う個人や組織の特定である。図 4 は、これらの情報を発展させていく方法をフローチャートにしたものである。

図 4：国内実施戦略の行動の枠組み案



目標・活動・作業

現状（状況分析）と GHS 実施に必要なこと（ギャップ分析）との間の「ギャップを埋める」ため、特定された目安を記述したものが目標であると考えられる。この目標に基づいて、目標達成のために必要な各段階を表した一連の具体的な活動が定められる。多くの場合、活動自体がまだかなり意味が広いため、さらに活動の完了に必要な特定の作業や成果という形でこれを詳細化する必要がある。目標等を視覚的にまとめる方法の例として、カンボジアの事例研究を参照されたい。一つの作業が複数の目標に対処できる場合もあり、その場合は国内実施戦略の中に正式に記載しておかなければならない。

成果物・期限・予算・責任

それぞれの活動・作業に対して、その活動が完了したことを示す具体的な成果物を特定しておかなければならない。特定の活動・作業の完了に必要なリソースについて、およその予算を示すことも、全般的な計画にとって重要であり、国内実施戦略に詳述する様々な措置を調整するのに不可欠である。まず、それぞれの活動・作業は完了の期限を想定し、それぞれの作業を完了する具体的な時間制限の目安を設定しなければならない。およその期限はプロジェクト活動の完了に必要な実際の時間をできるだけ正確に反映したものであるべきだが、必要に応じてスケジュールを調整し、一つが完了しなければ他が継続できなくなるようなボトルネック化を避ける仕組みも確保すべきである。さらに、それぞれの作業にどのくらいの予算を割り振れるかを把握するために、予算の概算も示す必要がある。この予算は、施設・機器費、出張費、人件費などの見積額に割り振る。予算管理は、特定のプロジェクト活動の完了のために、どのようなリソースが現在利用でき、どのようなリソースが不足しているかを資金提供者や関係者に明らかにするためにも重要である。したがって、予算の概算は、予算確保やリソース動員のために、予想されるプロジェクトリソースの制約を伝達する重要な手段ともなる。最後に、責任を負う個人と組織についても、誰がそれぞれの活動を完了するのかを特定するために、合意しておく必要がある。これを視覚的にまとめる方法の例として、カンボジアの事例研究を参照されたい。